

札幌保健医療大学オープンアクセス方針実施要領

この要領は、「札幌保健医療大学オープンアクセス方針」（以下「本方針」という。）の実施に必要な事項を定めるものである。なお、今後、本実施要領の改訂が必要となる場合には、図書館運営委員会の責任において実施する。

（趣旨）

- 1 札幌保健医療大学（以下「本学」という。）は、本学の教育・研究活動において生産された研究成果を学内外に広く公開することにより、学術研究のさらなる発展に資するとともに、その成果を社会に還元し、地域及び社会の持続的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

- (1) オープンアクセスとは、学術情報（学術雑誌論文、紀要論文、図書等）がインターネット上で公開され、無料かつ自由に利用できる状態であることをいう。
- (2) 本方針は、本学教職員等の研究成果の公開を促進するために、本学が大学全体として学内外へ意思表示を行うものである。

（研究成果の公開）

- 2 本学は、本学に在籍する教職員（以下「教職員」という。）が、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果（以下「研究成果」という。）を、札幌保健医療大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

- (1) リポジトリの運用は「札幌保健医療大学リポジトリ運用規程」（以下「運用規程」という。）に基づく。
- (2) 本方針の対象となる教職員の範囲は、教員（教授、准教授、講師、助教、助手、名誉教授等）及び職員を指す。本方針の対象となっていない構成員（大学院生等）についても、リポジトリへの登録を推奨する。
- (3) 本方針の対象となる研究成果は、運用規程第5条（登録対象）において定めるものとする。
- (4) リポジトリへの登録にあたり、研究成果の著作権が移転することはなく、登録前の著作権者は著作権を保持する。

(適用の例外)

- 3 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切であるとの申出が教職員からあった場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(1) 公開が不適切である場合の例

- ・研究成果が個人情報やプライバシーに関する内容を含むためインターネット上での公開が不適切である。
- ・著作権を出版社、学協会等に譲渡しており、著作権者によりあらゆる版の公開が許諾されない場合
- ・共著者の同意が得られない場合
- ・捏造・改ざん・盗用、剽窃など、研究活動における不正行為があった場合
- ・その他、図書館運営委員長が公開を不適切とした場合

(適用の不遡及)

- 4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

- (1) 本方針は、施行日以降に生産ないし出版された研究成果に適用する。ただし、それ以前の研究成果に対してリポジトリへの登録・公開を妨げるものではない。

(リポジトリへの登録)

- 5 教職員等は、本方針が適用される研究成果について、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「札幌保健医療大学リポジトリ運用規程」に基づき取り扱う。

- (1) 研究成果は公表後、できるだけすみやかに提供することが望ましい。出版社等のポリシーにより公開禁止期間（エンバゴ）が定められている場合は、指定した日まで公開を保留することができる。
- (2) リポジトリへの登録に際しては、所定の手続きにより申請を行う。
- (3) 著作権に係る事項の確認等については、著者にて行うものとし、本学図書館は必要に応じてこれをサポートする。

(その他)

6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して決める。

(1) 本方針の実施にあたり、学内部局等や出版社等との調整が必要な場合は、関係者間で協議する。